



写真は、幼児センターみらいの子どもたちが大切に育てているアゲハ蝶（キアゲハ）とそのサナギです。サナギは今、休眠状態ですが、春になれば、羽化し、とてもきれいなキアゲハ蝶になり、広く青い空に元気よく羽ばたいていく。そんな蝶のように、子どもたちもすくすく元気に育っていくことでしょう。

## 今月の主な内容

- 第5次古平町総合計画..... 2 ㊦
- 町行財政改革プラン..... 4 ㊦
- 統一地方選挙のお知らせ..... 6 ㊦
- 温泉完成..... 7 ㊦

2011(平成23年)

4

No. 425

# 第5次古平町総合計画を策定

平成13年度に策定した第4次総合計画も平成22年度で終了し、町では町民との協働によるまちづくりを一層推進するため、その指針となる第5次古平町総合計画を策定しました。この計画は、古平町が持つ様々な計画のうちの最上位計画であり、町政運営全般にわたる指針となるものです。

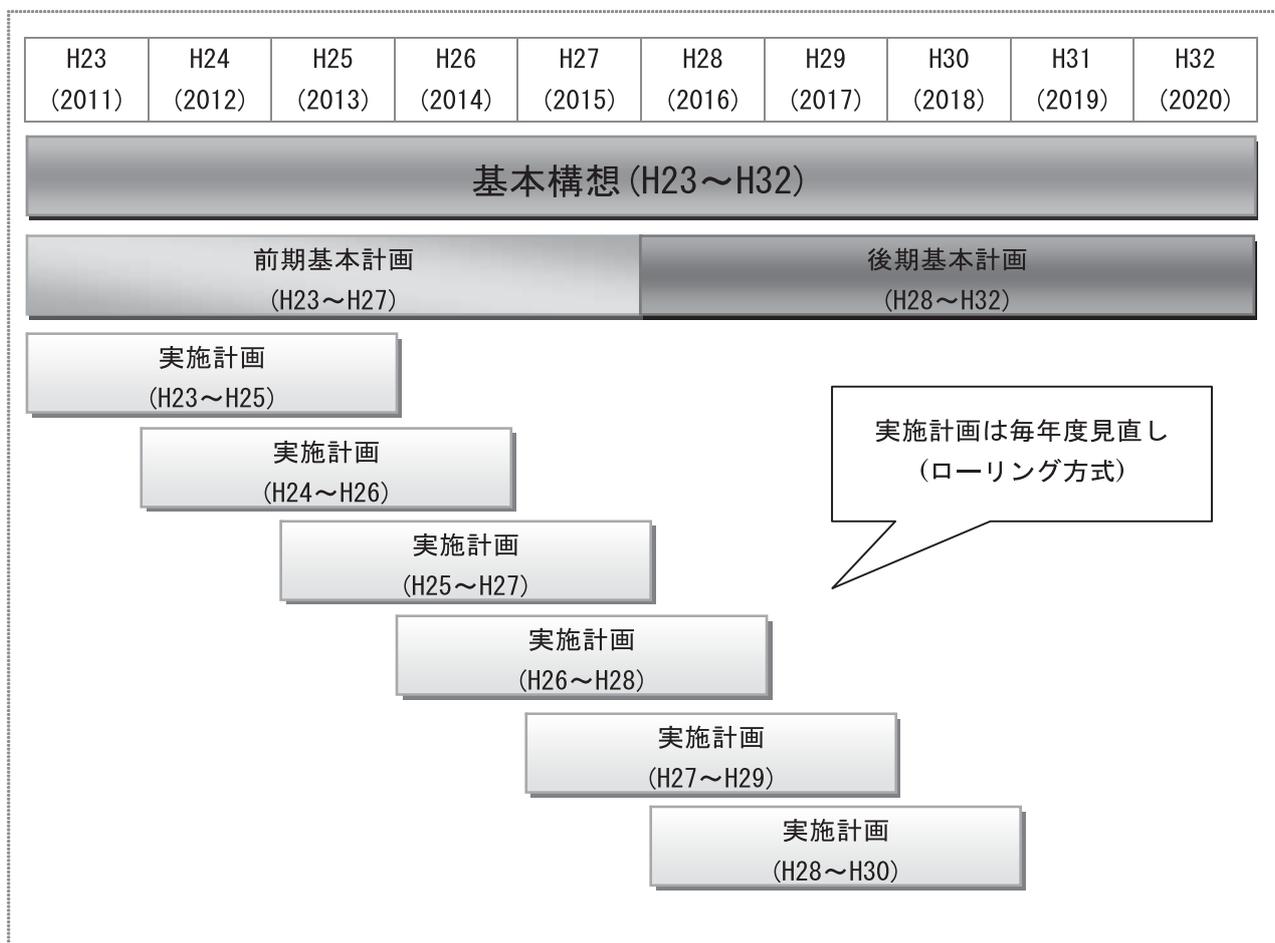
## ■計画策定の目的

町民との協働によるまちづくりを一層推進するためには、長期的な視野に立ったまちづくりの指針が必要となります。そこで第5次古平町総合計画を策定し、まちの将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた方向性を示すために策定しました。

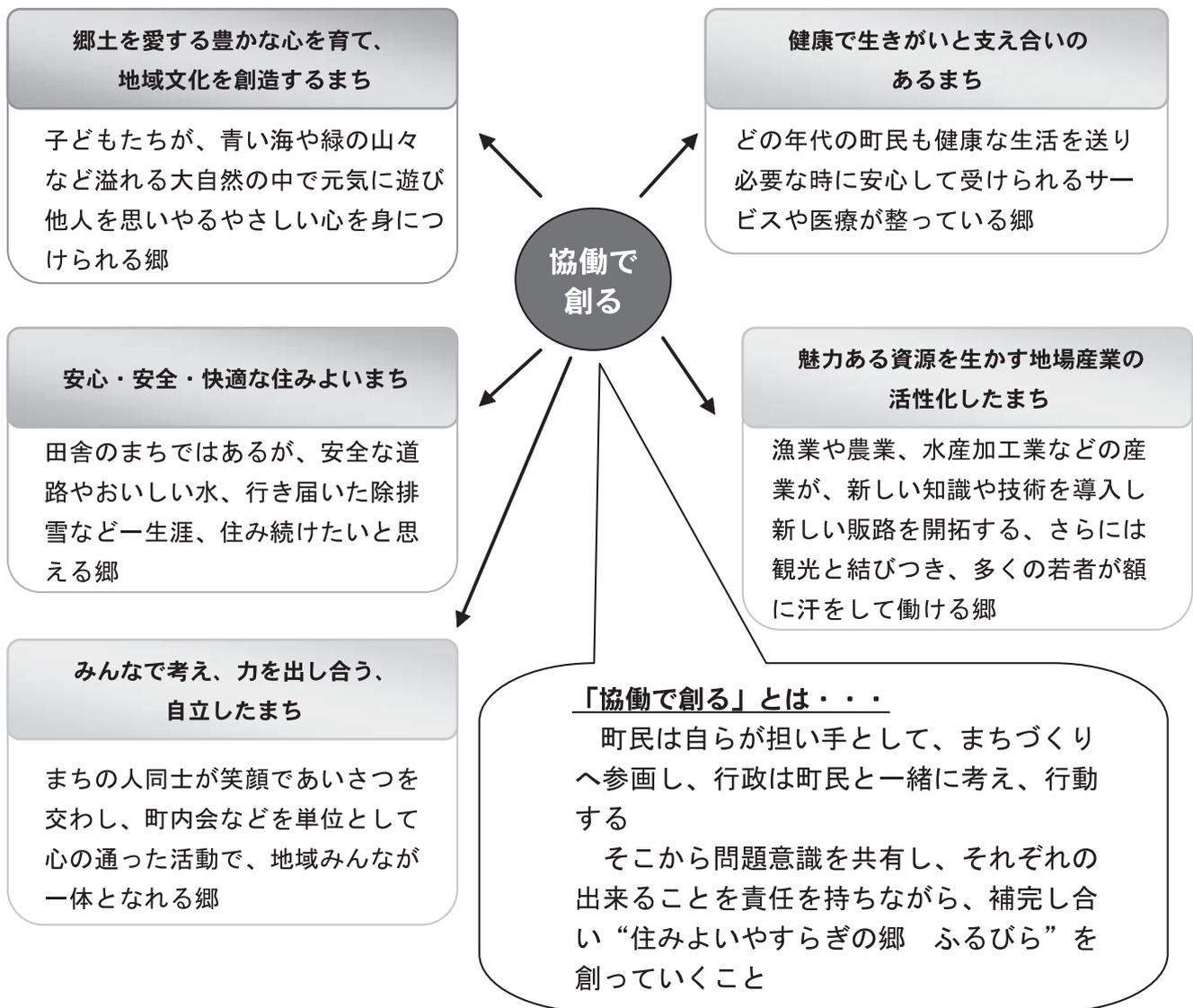
## ■計画の構成と期間

第5次総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成されています。

基本構想	町の最上位計画として、まちの将来像を描き、その実現に向かって5大目標と施策項目を示した指針。計画期間は10年（平成23～32年度）
基本計画	基本構想に示したまちの将来像及びまちづくり5大目標を実現するための主要施策とその取組内容を明記したもの。期間は前期5年、後期5年。
実施計画	基本計画の主要施策に基づき、実施する事務事業等を明記したもの。計画期間は3年とし、毎年度見直しを行います。



## 協働で創る住みよいやすらぎの郷・ふるびら



総合計画審議会の様子



内田会長より町長へ答申書の提出

総合計画については、4月上旬にダイジェスト版を全戸配布いたします。

## 第2次古平町行財政構造改革プランが始まります

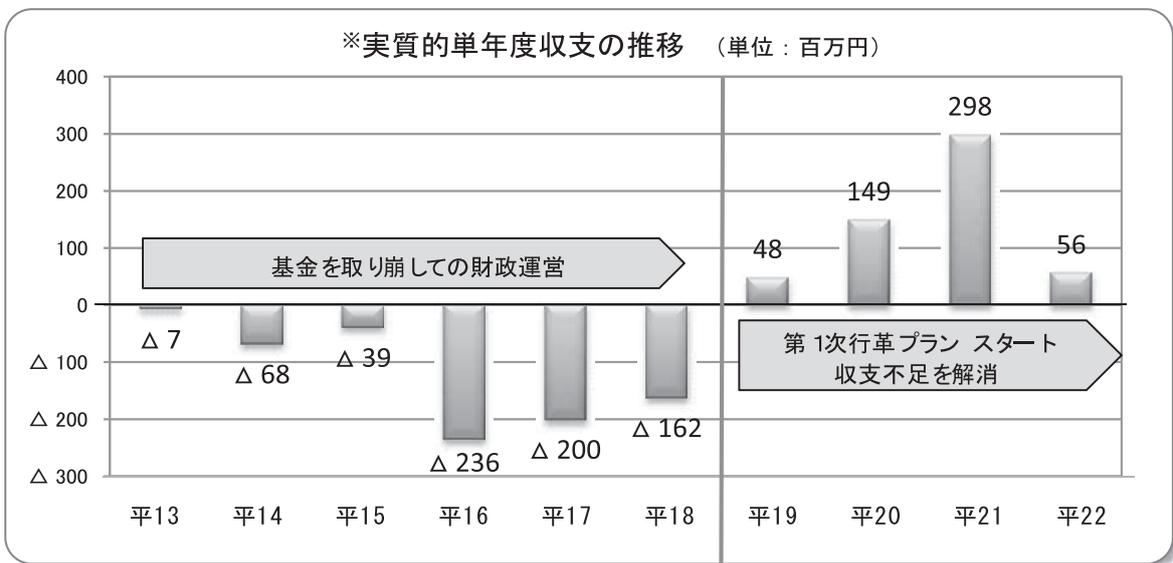
古平町は、国の三位一体改革による地方交付税の大幅な減額により厳しい財政運営を強いられ財政再建団体への転落を回避するため、平成18年度に第1次行革プランを策定し、各種手数料の値上げ、町民サービスの縮小、役場職員の給与削減などを実施してきました。

その後の町財政は、第1次行革プランを町民・議会・行政（役場）が痛みを分かち合いながらも、お互いに必要性を理解し着実に実施できたことや社会情勢の変化による地方交付税の増加によって、一時の危機的状況を脱することができました。

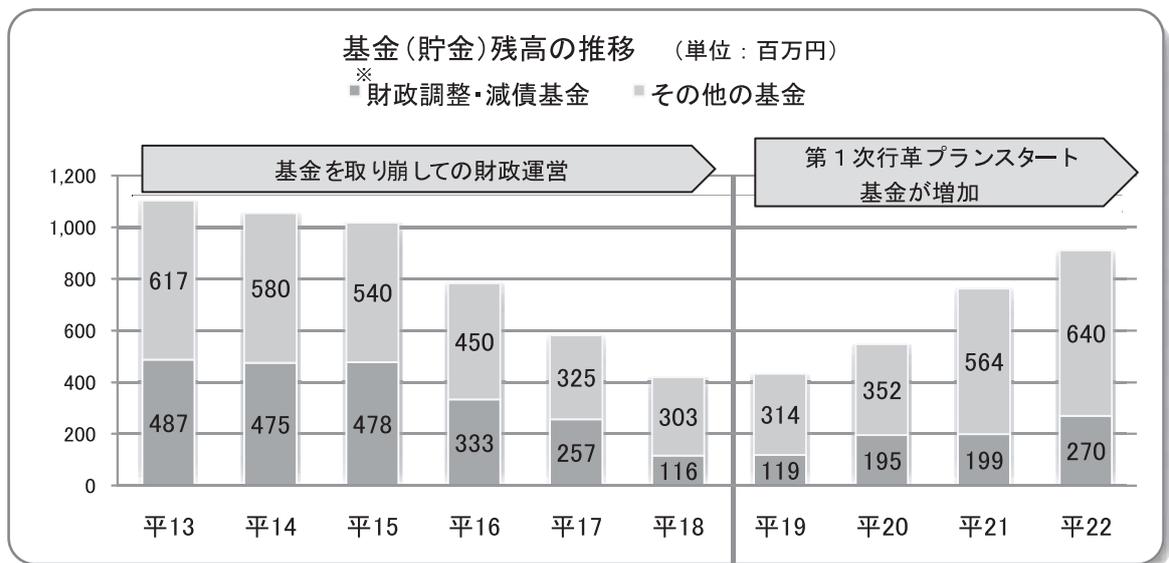
しかしながら、今後の町財政の見通しについては、国の抱える膨大な借金による地方交付税への影響などから、決して楽観視できるものではありません。

このような中で、更なる行政・財政分野の効率化を目指すため、第2次行革プランを策定いたしました。

### ★第1次行革プランで町財政はどのようなになったか？



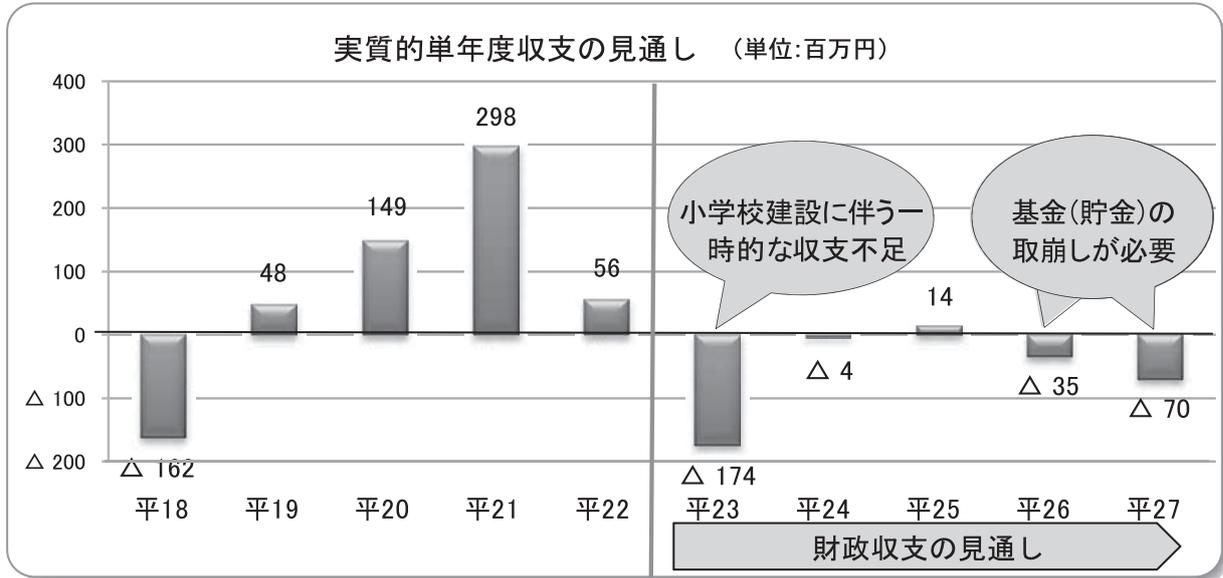
※実質的単年度収支～実質単年度収支に特定目的基金の積立額及び取崩額を加減した額をいう。（正式な財政用語ではありませんが、古平町が財政分析をする上で用いるものです。）



※財政調整・減債基金～財政調整基金は、地方税や国からの交付税などの収入でその年度の支出がまかなえない時に使う基金  
減債基金は借金にあたる地方債の返済に備えて積み立てる基金

## ★今後の町財政はどのようになると予測されるか？

町の収入の大きなウエイトを占める地方交付税が、人口減少や国の抱える膨大な借金を考慮すると減少していくものと予測されます。また、温泉や小学校建設事業の借入金返済が始まることから、平成26年度からは再び基金（貯金）を取崩しての財政運営になると予測されます。



## ★第2次行革プランが、なぜ必要なのか？

第1次行革プランの成果などから、町財政は一時の危機的状況を脱しております。しかしながら、平成23年度からの財政見通しによると、平成26年度から再び収支不足が発生すると予測されるなど、先行きに不安を抱えた状況にあります。

また、行革プランは財政の良し・悪しに関わらず効率的な行政運営の実現を本来の趣旨としていることや、町の最上位計画である「第5次総合計画」の目指すべき姿を実現するため策定したものであります。

## ★第2次行革プランはどのような計画となっているのか？

第1次行革プランは、各種手数料の値上げなど53項目の改革推進項目を選定して進めてきましたが、第2次行革プランでは、新たな改革推進項目を選定せず、これまで実施してきた改革推進項目の成果をベースとすることが盛り込まれております。

第2次行革プランは基本方針として「事業評価制度の確立」「効率的な組織体制の確立」「健全財政の維持」の3つの柱で構成されており、この中で特に「事業評価制度の確立」が今回の第2次行革プランの目玉政策となっております。

なお、第2次行革プランの実施期間は平成23年度から平成27年度の5年間となっております。

## ★事業評価制度とはどのようなものか？

行政（役場）が実施している施策や事務事業の成果・実施内容を、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図るものであります。具体的には、現在実施している各種事業が「行政でなければできない事業なのか？」「町民の要望がある事業なのか？」「費用に対する事業効果はあるか？」など様々な視点で評価し、必要に応じて見直しを進めていくものであります。

また、事業評価によって「成果」重視と経営感覚を持った行政運営を進めることや行政の説明責任を果たすことを目指しております。

# ■ 統一地方選挙のお知らせ ■

北海道知事選挙、北海道議会議員選挙、古平町議会議員選挙の統一地方選挙が4月に実施されます。皆さんの持つ一票がとても重要になります。しっかり考えて投票しましょう。

	北海道知事	北海道議会議員	古平町議会議員
投票日 (各投票所)	4月10日(日)		4月24日(日)
	午前7時00分から 午後6時00分まで		

期日前投票 (役場地下会議室)	3月25日から 4月9日まで	4月2日から 4月9日まで	4月20日から 4月23日まで
	午前8時30分から 午後8時00分まで		

投票できる人	満20歳になった人	平成3年4月11日までに生まれた人		平成3年4月25日までに生まれた人
	転入の届出をした人	平成22年12月23日までに届出をした人	平成22年12月31日までに届出をした人	平成23年1月18日までに届出をした人

## 【期日前投票】

投票日当日に、仕事や旅行など、何らかの理由で投票できない方は、選挙期日前でも投票ができます。入場券のみ持参してください。

## 【不在者投票】(町外で投票する方)

仕事・入院等の理由で、古平町での投票ができない方は、請求書・宣誓書を古平町選挙管理委員会へ提出(郵送可)することで滞在地の選挙管理委員会・病院等で投票することができます。

なお、不在者投票ができる期間は、期日前投票と同じです。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 【投票所】

投票区	投票所名
第1投票区	文化会館ロビー
第2投票区	漁港会館集会所
第3投票区	沖町住民センター
第4投票区	ふれあいセンターさわえ
第5投票区	明和地区住民集会所
第6投票区	幼児センターみらい(保育所)
第7投票区	中央地区住民集会所

※有権者一人に一枚郵送している入場券に記載されている投票所にて投票を行ってください。

## 郵便等による不在者投票(在宅投票)制度について

この制度は、身体に障がいがあり、投票所に行けない方が、自宅などから郵送で投票する制度です。

あらかじめ郵便等投票証明書の申請等の手続きが必要となりますので、該当されると思われる方は、お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

### 【対象となる場合】

①身体障害者手帳に、移動機能の障がい(両下肢・体幹)が「1級又は2級」、内臓機能の障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)が「1級から3級」、免疫・肝臓の障害が「1級又から3級」と記載されている方

②戦傷病者手帳に、移動機能の障がい(両下肢・体幹)が「恩給法別表第一号表ノニ特別項症から第二項症」、内臓機能の障がい(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)が「恩給法別表第一号表ノニ特別項症から第三項症」として記載されている方

※①、②のどちらの場合も、障がいの程度が一定の程度に該当することにつき都道府県知事または指定都市の長が証明した書面でも可

③介護保険法上の要介護被保険者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護度5として記載されている方

問合せ：古平町選挙管理委員会

☎ 42-2181 (内線21)

# 待ってた! 温泉完成!!

日本海ふるびら温泉  
「しおかぜ」

平成21年9月に男子浴室で大規模な改修の必要性が認められて以来、浴室を縮小し営業をしておりましたが、町民の皆様には大変ご不便をお掛けしておりましたが、本工事も2月いっぱい完成となりました。

新しい温泉は「日本海ふるびら温泉“しおかぜ”」として生まれ変わり、要望があった露天風呂、サウナも完備されています。

なかでも露天風呂から眺めるセタカムイ岩は、普段の疲れも吹き飛びそうなロケーションとなっています。



玄関入り口です



ひと風呂浴びたら・・・  
ここで休憩



浴室内



露天風呂からの景色・・・



露天風呂・・・

## 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」

3月22日より通常営業しています。

営業時間：午前10時～午後9時

料金：大人（高校生以上）500円

小人（小・中学生）200円

幼児 無料

家族風呂：（1部屋）1000円 / 1時間

（入浴料別途）

休館日：第1・第3金曜日（祝祭日は営業）

65歳以上の町民は第2火曜日入浴料無料

（受付14:30まで）

☎（0135）42-2290



# 日常生活圏域ニーズ調査にご協力ください

後志広域連合では、65歳以上の方を対象に介護保険事業計画の策定及び回答いただいた皆さんの介護予防に役立てることを目的として、(1)日常生活圏域ニーズ調査を実施いたします。

対象となる方には、調査票を送付いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(1) ニーズ調査票は厚生労働省掲示の調査票をベースとして作成しています。

**対象者** 一般高齢者（65歳以上で介護認定を受けていない高齢者）  
要介護・要支援認定者（要支援1～要介護2）の1割（25名程度）

**調査期間** 4月中旬～5月上旬

**調査内容**

	① 一般高齢者	② 要介護・要支援認定者
方 法	(配布方法) ・後志広域連合(介護保険係)より調査票が送付されます。 (回収方法) ・同封の返信用封筒又は保健福祉課(元気プラザ)へ提出願います。	・古平町の保健福祉課職員又は担当のケアマネージャーが訪問により聞き取りいたします。 (古平町独自調査分は、施設利用中や不在の方へ郵送または、ご家族への聞き取りとなる場合があります。)
内容及び方法	日常生活の状況や、家族構成、健康、社会参加等についてを選択方式で回答願います。 (古平町独自で介護サービスの満足度について)	
対象者数	1,100名程度	25名程度 (古平町独自で300名程度)
期 間	3週間	3週間 (古平町独自調査は3ヶ月間)

古平町では、日常生活圏域ニーズ調査対象者の拡大(要介護・要支援認定者分)及び、介護サービスの満足度調査等の追加を上記により、実施いたしますのでご協力願います。

～ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ願います ～

後志広域連合 介護保険課 ☎ 0136-55-8013

古平町保健福祉課 介護保険係(元気プラザ内)【担当:和泉、佐藤(祐)】☎ 42-2182



# 国勢調査

## 平成22年 国勢調査人口速報集計値

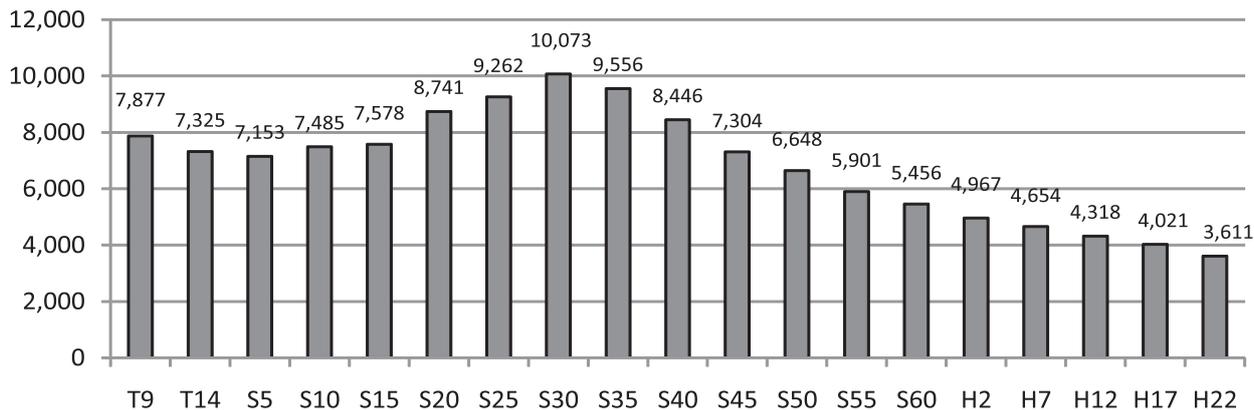
平成22年国勢調査に、ご協力いただきありがとうございました。  
人口速報集計値が公表となりましたので、お知らせいたします。

古平町の人口は・・・3,611人      前回調査より 410人（10.2%）減少  
世帯数は・・・1,596世帯      前回調査より 83世帯（4.9%）減少

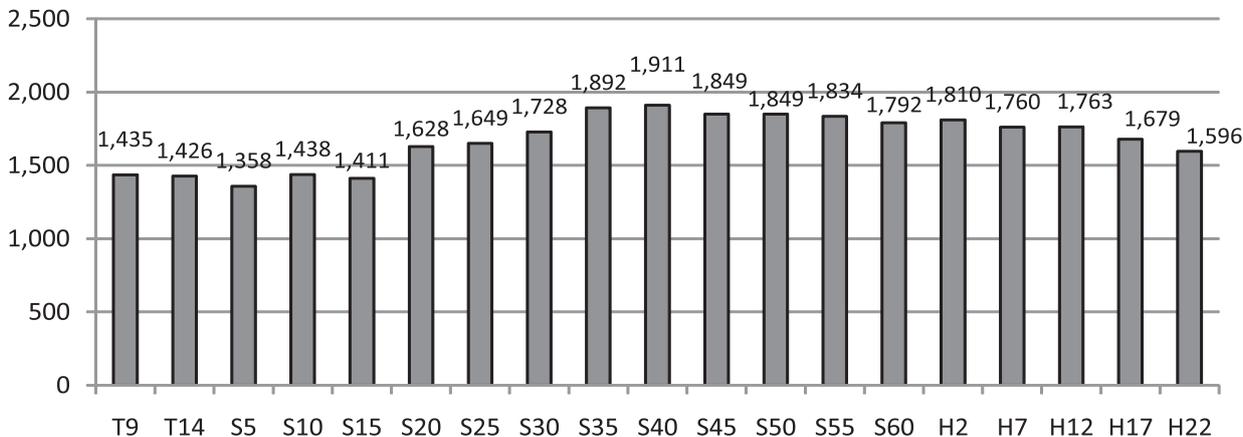
古平町	人 口（人）				世 帯 数（世 帯）			
	平成22年	平成17年	増減数	増減率(%)	平成22年	平成17年	増減数	増減率(%)
	3,611	4,021	△ 410	10.2	1,596	1,679	△ 83	4.9

※ この数値は、速報値であり、後日、総務省統計局が公表する確定値とは必ずしも一致しない場合があります。

国勢調査における古平町の人口推移



国勢調査における古平町の世帯数推移



古平町の人口については昭和30年をピークに年々減少・・・  
世帯数は昭和40年をピークに年々減少し続けていることがわかります。

# 議会だより

## 古平小学校改築工事

### 請負契約が議決

2月22日第1回古平町議会臨時会が開催され、議案2件が審議されました。一般会計補正予算には、国の補正予算成立による地域活性化交付金による事業費と燃料費の追加補正が盛り込まれました。

また、2月18日に行われた古平小学校改築工事の指名競争入札の結果に基づき、請負契約が議決されました。

#### 議案1号

平成22年度古平町一般会計補正予算（第8号）

【要旨】現行予算に6730万2千円を追加し、予算総額を48億2384万8千円とした。

#### 【主な内容】

地域活性化・きめ細かな対策事業費 4675万円追加  
 （詳細は下記参照）

地域活性化・光をそそぐ対策事業費 1131万2千円円追加  
 （詳細は下記参照）

議案第2号  
 平成22年度古平小学校改築工事請負契約について、次のとおり契約を締結する。

- 1 工事名  
平成22年度古平小学校改築工事
- 2 契約の方法  
指名競争入札による契約
- 3 契約金額  
12億9864万円
- 4 契約相手方  
前田・小田嶋特定建設工事 共同企業体

#### ◆ 議会を傍聴しませんか？

本会議は、一般に開放され、個人でも団体でも自由に傍聴することができます。傍聴は町議会活動に触れる最も身近な方法なので、自分の選んだ議員の活動や町政の方針等を直に見聞きすることをお勧めします。

傍聴にあたっては、会議当日に議場入口にある傍聴人受付簿に住所・氏名・年齢を記入するだけで傍聴できますが、傍聴希望者が定員（30名）を超える場合は、希望に添えない場合もあります。

#### 【お問い合わせ】古平町議会事務局

☎42 2181  
 内線70・71

#### ● 地域活性化・きめ細かな交付金事業内容

- 一 役場庁舎内装工事事業 577万円
- ・冷水栄団地線補修工事事業 418万円
- ・古平中学校体育館屋根防水改修工事事業 3680万円
- 二 総事業費 4675万円
- 三 交付金交付額 4076万6千円



小学校完成イメージ図

#### ● 地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金（一次補正分）事業内容

- 一 不登校支援相談員 180万円
- ・幼児センター障がい児特別支援 443万6千円
- ・社会科副読本印刷製本 118万3千円
- ・文化会館図書室工事請負費 196万円
- ・小学校教師用指導書等購入 123万5千円
- ・中学校図書室備品購入 59万8千円
- ・小学校社会科副読本編集委員会運営費補助金 10万円
- 二 総事業費 1131万2千円
- 三 交付金交付額 1027万7千円

# 情報との出会い

## 【確定申告の内容が間違っていた時は…】

すでに提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなどがあることに気づいた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方は、いまませんか？もう一度ご確認ください。税額を多く申告してしまった場合：「更正の請求書」を提出して税額修正してください。税額を少なく申告してしまった場合：「修正申告書」を提出して税額を修正してください。確定申告書の提出を忘れていた場合：速やかに確定申告書を提出してください。

## 【全国健康保険協会からのお知らせ】

全国健康保険協会（協会けんぽ）北海道支部の健康保険料率が、本年3月分（4月納付分）より9・60%（現行9・42%）に変わります。

協会けんぽの財政状況は、累積赤字を抱える中、毎年続く医療費の増加と、厳しい財政状況を反映して保険料収入の基礎となる賃金水準が落ち込んでいること等から、非常に厳しい状況となっています。北海道支部は、加入者一人当たりの医療費が高いことから、保険料率も全国一高くなっており、皆様の健康づくりが重要です。

詳しくは協会けんぽのHP又は協会けんぽ北海道支部まで。  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>  
 全国健康保険協会北海道支部  
 ☎011 726 0352

## 【自動車税の住所変更を忘れずに】

自動車税は、毎年4月1日現在で自動車をお持ちの方（運輸支局に登録されている方）に納めていただく道税です。引っ越し等で住所が変わった場合などは、次の手続きを忘れずに行ってください。

### 住所が変わったら…

…運輸支局で変更登録をし、総合振興局又は道税事務所に自動車税住所変更の届出をしてください。住所変更の手続きは、道税ホームページからもできます。ただし、3/25～3/27はシステムの更

新により利用できません。道税ホームページ（自動車税住所変更）  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

### 自動車を買ったら…

…運輸支局で移転登録をしてください。平成23年3月31日までに移転登録しないと売主の方に納税通知書が届きます。

### 自動車を使わなくなったら…

…運輸支局で抹消登録をして下さい。平成23年3月31日までに抹消登録しないと、平成23年度の自動車税が課税されます。

## 【「米トレーサビリティ法」により、7月から産地情報の伝達が必要です】

平成22年10月1日より「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」が施行され、米・米加工品を取り扱う事業者（生産者・製造業者・流通業者・小売販売業者・外食業者など）は、取引等の記録及び保存が義務付けられています。また、23年7月1日からは産地情報の伝達が義務付けられることになっています。詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。

([http://www.naff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa.index.html](http://www.naff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa.index.html))  
 問合せ先

農林水産省北海道農政事務所食糧部消費流通課米流通監視グループ  
 ☎011-642-5470

北海道農政部の安全推進局 農産振興課  
 ☎011-204-5435

## 【平成23年度北海道警察官採用試験のお知らせ】

### 受験資格

昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

### 受付期間

4月1日（金）～4月13日（水）

### 第1次試験日

5月8日（日）

### 第2次試験日

6月中旬から7月中旬

### 合格発表日

8月上旬

その他詳細はお問い合わせください。

余市警察署 警務課  
 ☎22 0110（内線210）

## 国民年金保険料は、まとめて払えばお得です!!

### ◆保険料がちょっとだけ下がります。

平成23年4月から国民年金保険料が前年度より80円引き下げられ、**月額15,020円**となります。

### ◆保険料は前納するとおトクです!!

保険料のお支払方法には、一定期間をまとめて納付すると割引される「前納制度」があります。  
前納期間は1年度分(4月～翌年3月分)と6ヶ月分(4月～9月、10月～翌年3月分)が選べます。

★平成23年4月～平成24年3月までの1年度分を前納した場合は・・・

納付書で毎月、保険料を納付した場合・・・(保険料)15,020円×12ヶ月=180,240円

※1年度分を前納すると・・・ **177,040円**

3,200円割引

★平成23年4月～平成23年9月の6ヶ月分を納付書で前納した場合は・・・

納付書で毎月、保険料を納付した場合・・・(保険料)15,020円×6ヶ月=90,120円

※6ヶ月分を前納すると・・・ **89,390円**

730円割引

上記前納のお支払は **平成23年4月1日～5月2日まで**

※すでに国民年金に加入されている方は、平成23年4月上旬に送付される納付案内書に、1年分と6ヶ月分の前納納付書が綴られていますので、ご利用下さい。

※1年前納・6ヶ月前納以外にも、各月から年度末までの分を前納することも可能です。この場合、専用の納付書が必要になりますので、役場又は年金事務所にお問い合わせ下さい。

## ご存知ですか？学生納付特例

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金に加入し、保険料の納付が義務づけられますが、学生については本人の所得が一定以下の場合に在学期間中の保険料納付を後払いできる(10年間のうちに保険料を納付「追納」することが出来ます。)「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認を受けた期間は、病気やケガで重い障害が残ったときに、障害基礎年金を受給するための受給要件に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算には含まれませんので、将来の年金額を多く受けるためには、追納をおすすめします。

承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

### ○対象となる学校は？

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(就業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります。)一部の海外大学の日本分校、又は、夜間・定時制・通信課程も含まれます。

○対象期間は？ 平成23年4月～平成24年3月(平成23年度保険料15,020円)

○申請方法は？ 役場で、在学証明書または学生証の写しを添えて申請手続きを行ってください。

### ○下記の方は手続きが簡素化されます。

学生納付特例は毎年度申請手続きが必要になりますが、平成19年度から承認を受けた方で、引き続き同じ学校に在学される方は、送付されてくる学生納付特例申請(ハガキ)に必要な事項を記入し、返送することにより平成23年度も、学生納付特例申請を行うことができます。

(お問合せ) 古平町役場 戸籍年金係 伊賀・八反田 電話42-2181(内線37、59)

# 受 験 案 内

◆平成23年度 国税専門官採用試験が実施されます。

- 【国税専門官って?】 国の財源となる税金を賦課・徴収する専門家で、役割によって国税調査官、国税徴収官、国税査察官に分かれています。
- 1 受験資格 (1) 昭和57年4月2日から平成2年4月1日生まれの者  
(2) 平成2年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者  
イ 大学を卒業した者及び平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者  
ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
- 2 申込受付期間 4月1日(金)~ 4月14日(木) 郵送分は4月14日までの通信日付印有効)
- 3 申 込 先 札幌国税局(〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 (011) 231-5011)
- 4 第1次試験 **6月12日(日)**  
(1) 試験種目 教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)、専門試験(記述式)  
(2) 合格発表日 7月5日(火)
- 5 第2次試験 **7月19日(火)~7月26日(火)のうち指定する日**  
試験種目は、人物試験及び身体検査
- 6 合格者発表日 8月19日(金)

詳細については、余市税務署総務課(22-2093)へお問い合わせください。



## 水道料金の減免申請について

次の要件に該当する世帯は、申請により水道料金の軽減措置を受けることができます。

申請は、建設水道課において随時受け付けております。

**減免対象者**・・・独居老人世帯、母子世帯又は母子世帯に準ずる世帯、身体障害者世帯、特殊事情世帯

**減免金額**・・・基本料金が2,200円 2,000円になります。

**持参するもの**・・・印鑑、確認書類等(後期高齢者医療受給者証、各手当又は年金に係る受給者証又は証書、身体障害者手帳など)

**詳細・お問い合わせ** 建設水道課上水道管理係 岩崎  
(☎42-2181 内線52)



# 津波への防災意識を高めましょう!!

## 津波の怖さ

海域の浅いところで大地震が起きると津波が発生します。

津波は、非常に速い流れですので、その場にいた人にとっては突然濁流の中に立たされているのと同じ状況になります。そのため高さ数十 cm の津波でも立っていられなくなり、1 m を超えると木造家屋を壊します。

## 津波から身を守るために

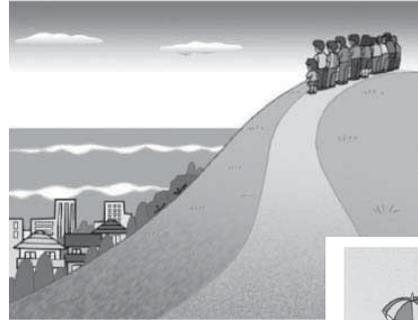
津波の発生が予想された場合、気象庁は津波警報や注意報を発表します。震源に近いところでは警報の発表前に津波が来ることもあるので、海辺で強い揺れを感じたら津波警報の発表を待つことなくすぐに高い所へ避難しましょう。

また、津波は繰り返し何度も押し寄せます。

津波警報が解除されるまでは、絶対に海辺に近付かないようにしましょう。

津波は引き波で始まるとは限らない

「津波の前には必ず潮が引く」という言い伝えがありますが、地震が発生させた地下断層の傾きや、津波が発生した場所と海岸との位置関係によっては、潮が引くことなく第1波の津波が押し寄せることもあります。

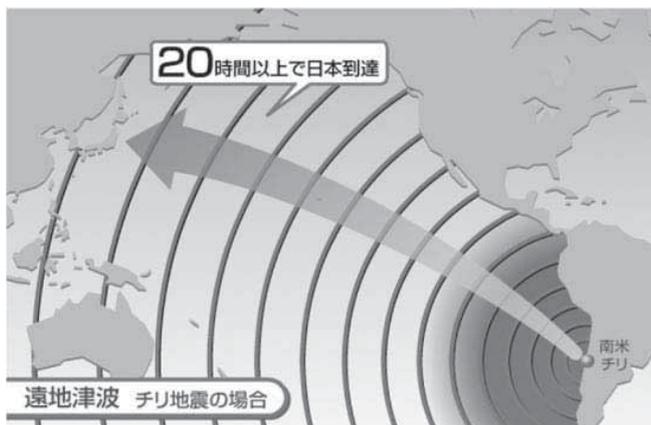


高いところに  
避難する



海岸から離れる

<p><b>津波</b> 波長数km～数百km</p>	<p><b>波浪</b> 波長数m～数百m</p>
<p>巨大な水の壁となって長時間力が加わる津波は、陸上のものを破壊しながら内陸まで一気に浸水する。</p>	<p>津波と高さが同じでも、波浪は波長が短いので一つ一つの波により加わる力は小さく沿岸で砕け散る。</p>



左図のように、チリで津波が発生した場合、日本へは約20時間で到達します。

いざというときのために… \*避難場所を確認しておくなど事前の準備をしておきましょう。

\*避難場所については町のホームページからも確認できます。

主な避難場所・・・ 古平高校、古平小学校、文化会館

# (財)北海道電気保安協会と災害時協力協定締結!!

このたび、古平町と(財)北海道電気保安協会との間で、災害時協力協定が締結され、2月16日町長室で協定書締結式が行われました。

これは、災害時において、災害対策活動のため公共施設の電気設備の安全確認が必要となった場合、古平町が同協会に対して応援要請し、その要請により同協会職員が現地にて公共施設の安全確保や応急の工事を行い、資材費用以外は同協会が負担するという内容となっています。

また、自家用電気工作物の管理委託を結んでいない公共施設が対象であり(管理委託を結んでいる施設は、契約条項の中に同内容のものが織り込まれているため)これらの施設の災害時における電気保安が確保されることとなります。

本間町長は「今回の協定締結はたいへん心強いものです。」と、また三輪同協会理事は「これまで以上に古平町と連携を深め、万が一のときは迅速・的確に対応したい」と、がっちり握手を交わしました。



本間町長と三輪理事ががっちり握手



鈴木  
久美子  
さん

北海道知事感謝賞  
(北海道統計功労者)受賞

このたび、長年にわたり各種統計調査に携わってきた統計調査員の鈴木久美子さん(57歳、本陣町)が、その功績を称えられ、北海道知事より統計功労者として感謝状が贈られました。鈴木さんは、平成7年に統計調査に初めて従事され、国勢調査をはじめとする各種統計調査の推進に貢献されてきました。その伝達式が2月22日町長室で行われ、町長は「これからは是非頑張ってください。」と激励の言葉を贈られ、鈴木さんも「永く調査員として続けてこれたのも地域の皆さんのおかげです。これからもがんばります。」と感謝の言葉を述べられました。





2 / 19

キックゴルフのご紹介 ～ わんぱく王国より

この冬から、海洋センターの横にある広場に、古平キックゴルフコースが作られました。これは、北海道教育委員会が考案したスポーツで、遊び方はいたって簡単、ボール（ボールの種類はなんでもOK）を足で蹴って、カップ（古平のコースはタライ）に入れるというものです。

簡単そうですが・・・前述のわんぱく王国「雪遊び」で子どもたちがプレイしてましたが、平坦な場所でなく、新雪だと膝丈まで沈む状態でプレイするので、簡単でもないみたいです。このキックゴルフの良いところは、身近な道具でプレーでき、コースレイアウトも自由にできるので楽しさ倍増といったところですね。

ただ、雪が深いと高齢者の方には厳しいかもしれません。



3 / 2

コーラスキッズの子供たち 元気プラザで歌声を響かせる

コーラスキッズの子供たち、1年生から6年生22人が、日頃の練習の成果を生かし元気プラザの入居者のみなさんに歌声コーラスを披露しました。

入居者のみなさんは、思いがけない子供たちからのプレゼントに感無量、「めんこいね」「うまいね」とささやきの声や目頭を押さえながら、かわいい子供たちの歌声にうっとり聞き惚れていました。

お孫さんと同世代の子供たちを前に、ある入居者の方は「今日は元気をたくさんもらいました」とおっしゃっていました。

今日披露した歌は、「BELIEVE」「世界中のこども達が」「古平小学校校歌」など7曲で、一生懸命に歌っていました。



# 「防犯パトロール隊」結成

平成23年2月7日、古平町で「防犯パトロール隊」が結成されました。

メンバーは、日頃、古平町沿岸域で密漁パトロールを行っている漁業者34名です。

この「防犯パトロール隊」は北海道警察本部に青色防犯パトロールの申請をし、12月末に申請が許可され、結成するに至りました。

今後は、東しゃこたん漁協や警察、町の協力のもと年々悪質巧妙化する密漁の未然防止と犯罪や事故の防止のため昼夜を問わずパトロールを行います。



H23.2.7撮影（於古平漁港）

## 「青色防犯パトロール」って!?

青色回転灯をつけた車が町中を走っているのを見かけたことがありますか？

平成16年から運用が開始された新しい形の自主防犯パトロールです。

通常、一般の車に回転灯を装備することは法令で禁止されていますが、警察から自主防犯パトロールを適正に行うことができるとの認定を受けた団体は、車への青色回転灯の装備が認められ、青色回転灯装備車両を運転しながら青色防犯パトロールを行うことができます。



担当は次のとおり：防犯 民生課福祉係（☎42-2181 内線55）

密漁 産業課水産係（☎42-2181 内線47）

オープンのお知らせ!!

# 家族旅行村



旅行村開設期間：5月1日オープン～10月上旬予定  
予約受付：4月1日～(AM9:00からPM6:00まで)  
(4月の日曜日は、お休みします。)

ケビン1棟に

ふるびら温泉券とパークゴルフ券各2枚進呈  
ほか季節により

ケビン料金を1～2割引のサービスもあります!

◆お問い合わせ先：古平家族旅行村 ☎0135-42-4200

<http://www.town.furubira.hokkaido.jp/>



**古平家族旅行村パート・タイマーを募集します。**

希望者は、家族旅行村受付(☎42-4200)にて、4月1日以降、随時受け付けます。

- ◆作業内容 ケビン・公衆トイレ等施設内の整理・清掃
- ◆募集対象及び賃金 一般800円/時間 高校生720円/時間
- ◆雇用期間 期間：5月ゴールデンウィーク、7月中旬～8月中旬の夏休み期間、  
ほか主に5月～10月上旬の土曜日  
時間：午前9時～午後2時頃の間  
(ケビンの申込み状況によって作業時間数が変わります)

・・・古平家族旅行村指定管理者 メイコー建設㈱北海道支店・・・

## 平成23年度 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」 温泉優待券を配布します

古平町に住所を有する満75歳以上の方を対象に、古平町温泉保養センターの優待券(入館無料回数券)を配布いたします。



- 1 対象者 昭和12年4月1日以前に生まれた方
- 2 配布申請 22枚綴り1冊を、申請された使用者本人にお渡しします。  
代理人への配布はできませんので、温泉利用の折に本人が申請してください。
- 3 使用 配布を受けた入館無料回数券は、本人以外の方は使用できません。
- 4 使用期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間有効。
- 5 問い合わせ 日本海ふるびら温泉「しおかぜ」☎42-2290
- 6 受付 平成23年4月1日午前10時から、随時受付します。
- 7 その他 申請書に印鑑が必要ですので、ご持参ください。  
入館無料回数券は、お申し込み次第お渡しします。



# いきいき・ほのぼの文芸

## 古平町岬短歌会



大雪に人の命も奪はれぬ助け合ひこそ白魔を敗る  
 きらきらと光り輝く銀世界如月迎へ穏やかな今朝  
 降り積もる雪かき終へて家に入り一服の茶に疲れ和らぐ  
 久々の日差し明るき窓の辺に君子らんの蕾をかぞふ  
 陽の差せばあの雪山も少しづつ底くまりてゆき春の近づく  
 明日開る一望館の名残湯に新装オープン期待高まる  
 降り積もる雪を踏み締め歩みゆく車行く度足元たしかめ

泉 清三  
 金子 寿子  
 坂本 信子  
 鈴木 時子  
 田中 香苗  
 寺田 カツ子  
 仲谷 喜美能

## 古平俳句会 越野清治選

大雪も住めば都よ里に老ゆ 齊藤 波留  
 乾魚風にからから春めけり 山口 悦子  
 ハワイより孫等の年賀初電話 大和田 絵伊  
 世に生る幾歲月や梅の花 越野 敏雄  
 ふり向けど人影もなく雪解川 高橋 重子  
 残雪の山を仰ぎて空光る 堀 典子  
 裏口の背丈を越える吹溜り 仲谷 比呂古

立春の風に惚ける日差しかな 渡辺 嘉之  
 ゆあみすることく初音を浴びにけり 室谷 弘子  
 春浅し喜び未だ文の中 山口 さとし

### ■選者吟■

凍滝の青き光彩矢を放つ  
 凍波の寄り添ふ音の光かな  
 船音の凍る船小屋明りかな

# 今日は何の日?

☆3月25日編

昨年の広報4月号の16Pにて、「毎日記念日」と題し、記念日をいくつかご紹介しましたが、ご好評により、なるべく毎月ご紹介していきたいと思えます。

広報発行日となる3月25日はという、「プリンの日」「散歩にゴーの日」「電気記念日」「ドラマチックデー」などがあります。

その中で「電気記念日」について: 日本電気協会が昭和2年9月に制定したもので、明治11年のこの日、東京銀座に開設された中央電信局の開局祝賀会が虎ノ門の工部大学校(現在の東京大学工学部)で開かれ、式場に50個のアーケ灯が点灯されました。このアーケ灯は、日本で初めて灯った電灯でした。



ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

- 金屏風 (6尺6曲1双) 6枚折2組
- 伊藤 鉄男(入船町)
- 現金 100,000円
- 田中 朝彦(浜一)
- 100,000円
- 成田 キミ(浜五)
- 200,000円
- 中野 進(銀座)

## ご冥福をお祈りいたします

氏名	年齢	死去月日	町内
浜谷 富男さん	88歳	2・10	新地町
田中 俊一さん	58歳	2・10	浜
上口多津子さん	44歳	2・20	浜
成田 成三さん	92歳	2・21	浜
中野 ちよさん	93歳	2・23	浜
川内 幸悦さん	87歳	2・23	浜
中野仁三郎さん	96歳	2・28	浜

## 町の人口と世帯数

	前月比
人口 3,753人	(-11)
男 1,766人	(-6)
女 1,987人	(-5)
世帯数 1,952世帯	(-1)

(平成23年2月末日現在住民基本台帳人口)